

平成24年(ワ)第328号, 平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原告 北野 進 外124名

被告 北陸電力株式会社

平成31年3月8日

上 申 書

金沢地方裁判所 民事部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

	山	内	喜	明	
同	茅	根	熙	和	
同	春	原		誠	
同	江	口	正	夫	
同	池	田	秀	雄	
同	長	原		悟	
同	八	木		宏	
同	濱	松	慎	治	
同	川	島		慶	

被告は、頭書事件に係る御庁の「期日指定に当たっての準備事項（平成30年12月13日）」について、以下のとおり申し述べる。

1 原子力規制委員会における新規制基準適合性審査の進捗及び今後の見通しについて

平成30年以降、本件原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合が4回開催されており、審査会合の開催に先立ち審査項目の整理や提出資料の確認等を行うヒアリングが12回開催されている。

審査会合及びヒアリングにおいては、本件敷地内断層（陸域10本、海域11本）のうち評価対象とする（評価に当たり他の断層を代表させる）断層の選定と、評価対象断層の活動性評価が並行して議論されている。

(1) 第553回審査会合（平成30年3月2日）における審議

評価対象断層の選定について、陸域3本（S-1、S-2・S-6及びS-4）、海域2本（K-2及びK-3）の5本を選定することが了承され、原子力規制委員会からは、「断層の個別の活動性の評価というところも並行で進めたい」（議事録63頁）として、評価対象断層の選定のみならず、活動性評価についても議論を行っていくとの方針が示された（別紙1参照。議事録は原子力規制委員会ウェブサイト：<http://www.nsr.go.jp/data/000230153.pdf>）。

(2) 第597回審査会合（平成30年7月6日）における審議

前記5本の断層の活動性評価について、被告は、敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合による評価書（以下「本件評価書」という。）の取りまとめ以後、新たに掘削したトレンチにおいて、上載地層法による調査を行ったほか、ボーリングコアを用いた鉱物脈法による調査を行った結果等を踏まえ、いずれも後期更新世（約12

万ないし13万年前)以降の活動性がないこと、すなわち、新規制基準にいう「将来活動する可能性のある断層等」に該当しないことを説明した(あわせて、本件評価書において提示された「今後の課題」に対するデータ拡充の状況についても説明した。)

これに対し、石渡明・原子力規制委員会委員は、陸域の3本について、「今回、かなり新しいデータが出ました。(略)北陸電力さんは碎屑岩脈と呼んでいるんですかね。ここのところにこの断層の最新面、あるいは破碎帯のそういう層状構造を明らかに横断するという構造が見つかったというのは、これは新しい事実でありまして、今回初めてそちらで出されたことだと思うんです。こういうものが出てくれば、なるほど、この断層はこの脈が入ってから後は動いていませんねということがはっきりしますので、結構な新しいデータの提供であるというふうに評価いたします。」(議事録80頁)と述べ、審査は進展しているとした上で、「これ以外の鉱物脈については(略)なかなかよくわからない面がありまして、もう少しやっぱり説得力を高める工夫が必要だというふうに思います。」(同)として、引き続き被告の説明を求めていくとした。また、海域の2本について、岩石の変位・変形構造に基づく被告の説明に対し、原子力規制委員会は、「皆さんが今、示されているデータは、古そうですねというのは我々も理解するんですよ。」(議事録66頁)とした上で、「12~13万年以降に動いていないという明確な証拠にはなっていないので、そこをきちんと出してください」(同)として、さらに被告の説明を求めていくとした。

その上で、原子力規制委員会は、「申請時にはどういうデータでどういう考え方、どういう方針を考えられていたのか。その後、データ拡充を踏まえて3月であるとか、今回、こういった形でこの方

針をつくられたというところの経緯であるとか変更内容というものはしっかり御説明いただきたい」(議事録61頁),「基礎となったデータですね。例えば柱状図だとかボーリングコア写真、あるいはボアホールテレビの結果で、そういったものを一式を提出していただきたいと考えています。先ほど説明のあった薄片の一式、これについても今後実際の薄片を我々のほうでも確認させていただきたい」(同67頁),「S-2・S-6断層の変動地形学的な評価というのは(略)有識者会合という既往評価があって、それを多分に見直しているんじゃないかというふうに思っています(略)具体的に何をどのように使って見直したのかというような経緯がわかるような形でもって、まず説明していただきたい」(同77頁)などとして、さらなるデータの提出、データの解釈等について、被告の説明を求めていくとした(別紙2参照。議事録は原子力規制委員会ウェブサイト:<http://www.nsr.go.jp/data/000241615.pdf>)。

(3) 第627回審査会合(平成30年9月21日)における審議

評価対象断層の選定について、被告が前記5本のみを選定した理由を説明したところ、原子力規制委員会からは、「今の説明では、S-7断層、S-8断層(略)について、評価対象断層に選ばないという方針には納得できません」(議事録63頁)などとして、陸域のS-7及びS-8を評価対象断層に加える必要があるとの認識が示されるとともに、選定の考え方について、「個別の断層の関係を明確にさせていただいて、それぞれの断層の関係で除外できるというふうに考えを明確に説明していただきたい(略)それぞれの断層の持つ深さ方向ですとか、運動センスですとかいったものを、それぞれの断層について整理してさせていただいて、それで説明していただきたい(略)何も断層を別の断層で代表させることを一概に否定する

ものでもありませんし、形状による検討を否定するものでもありませんので、個別にデータをそろえて検討してほしいという、そういう意味のお願いです。」(同63, 64頁)などとして、さらなる説明を求めるコメントがなされた(別紙3参照。議事録は原子力規制委員会ウェブサイト:<http://www.nsr.go.jp/data/000250265.pdf>)。

(4) 第671回審査会合(平成31年1月18日)における審議

評価対象断層の選定について、被告は、第627回審査会合におけるコメントを踏まえ、前記5本以外の断層について、断層の長さや破碎部幅、重要施設との位置関係等の各種調査・検討を実施した結果、陸域のS-5, S-7及びS-8の3本を評価対象断層に加えること、海域については従前どおりK-2及びK-3の2本を評価対象断層としたことを説明したところ、原子力規制委員会は陸域について選定結果を了承し、「陸域(略)については、我々がこれは見るべきではないかということについては選定されているので、これについては我々としては納得感がある」(議事録51頁)、「選ばれている断層につきましては、これまで聞いております活動性評価対象断層の評価に含めて、今後、御説明を行うようにしていただけたらと考えております。」(同37頁)として、評価対象断層の活動性評価について、引き続き議論を行っていくとした。

その上で、原子力規制委員会からは、「選定の理由の説明性の向上というのは、引き続き並行してやっていきたいというふうに思っています。」(議事録57頁)として陸域について説明性の向上を、「海岸のKシリーズについては、まだ、どれを対象として選定するのかということについて、引き続き審議をさせていただきたいというふうに考えています。」(同)として海域について評価対象断層選定に当たってのデータの整理等を求めるコメントがなされた(別紙

4 参照。議事録は原子力規制委員会ウェブサイト：
<http://www.nsr.go.jp/data/000262301.pdf>。

(5) 今後の見通し

被告は、第671回審査会合における議論を踏まえ、海域について引き続き追加調査等の検討を行うとともに、次回以降の審査会合において、既に活動性評価についての議論が行われている5本に加え、新たに評価対象に加えた3本についても「将来活動する可能性のある断層等」に該当しないことを説明することとしている（別紙5参照）。

以上のとおり、原子力規制委員会においては、本件原子力発電所敷地及び敷地周辺の地質・地質構造、特に敷地内断層につき、被告が新たに実施した調査の結果を含む様々なデータに基づき審査が行われており、引き続き、多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見を踏まえた審査が継続される見通しである。

被告は、今後も、審査会合及びヒアリングの内容について、その進捗に応じ、適宜、明らかにする予定である。

2 平成30年3月19日函館地方裁判所判決について

(1) 当該判断の枠組み自体の当否について

被告は、電源開発株式会社大間原子力発電所建設・運転差止等請求事件に係る平成30年3月19日函館地方裁判所判決（以下「函館地裁判決」という。）は、人格権に基づく妨害予防請求としての原子力発電所の運転差止訴訟にあって原子力規制委員会の判断がいまだ示されていない段階における裁判所の判断としては、妥当なものと考えられる。

すなわち、原子力発電所の運転差止訴訟において、要件事実た

る人格権侵害の具体的危険性とは、当該原子力発電所の運転（再開）に際し重大事故が発生し、原子炉に装荷された燃料に含まれる放射性物質が発電所外に大量に放出される具体的危険性であるところ、原子力規制委員会設置法及び原子炉等規制法は、高度の科学的、専門技術的知見を有し、原子力事業者や原子力利用の推進機関からの独立性を確保した原子力規制委員会に原子炉に関する規制を一元的に担わせることによって、原子力利用の安全の確保を期したものであって、原子力規制委員会以外の機関が重大事故発生防止の観点から原子力発電所の安全性を審査することは予定していない。

よって、かかる原子力規制委員会の判断が示されていない段階では、函館地裁判決が判示するとおり、「原子力規制委員会の安全審査が未だなされておらず、本件原発の運転開始の目途も立っていない現時点においては、重大事故発生による放射性物質の放出等の具体的危険性を認めるのは困難であり、裁判所が規制委員会に先立って安全性に係る具体的審査基準への適合性について審査することは相当ではないから、審査基準に適合しないとの理由で建設・運転の差止めを認めることはできない」（裁判所ウェブサイト掲載の判示事項の要旨）というべきである。

- (2) 本件との事案の異同を踏まえて当該判断を本件に適用することの当否について

函館地裁判決において前提とされている大間原子力発電所の状況と本件原子力発電所の状況は、以下のとおり、原子炉設置許可後に原子力規制委員会による新規制基準適合性の判断が得られていないという点において共通する。

すなわち、電源開発株式会社は、大間原子力発電所につき、平成20年4月23日に経済産業大臣より原子炉設置許可処分を受けた

後、平成24年改正原子炉等規制法に基づき平成25年7月8日に新規制基準が施行されたことから、同社は、平成26年12月16日、原子力規制委員会に対し、原子炉設置変更許可申請をはじめとする新規制基準適合性審査の申請を行い、現在、同審査が継続中である。同審査においては、まず、重要施設直下の断層の活動性等、敷地及び敷地周辺の地質・地質構造に係る審査が先行して行われており、地質、地震動、津波といった自然的立地条件に係る審査が行われた後、プラント側の審査が行われる見通しである（第197回国会衆議院原子力問題調査特別委員会議録第2号参照：<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugin/197/0265/19711290265002.pdf>）。

被告は、現在停止中の本件原子力発電所について、安全性向上工事を完了し、新規制基準に適合していることの確認を経た上で運転を再開する予定としているところ、まず、本件2号機につき、平成26年8月12日、原子力規制委員会に対し、新規制基準適合性審査の申請を行い、現在、同審査が継続中であり、前記1で述べたとおり、敷地及び敷地周辺の地質・地質構造に係る審査が先行して行われている。本件1号機については、現時点では申請の目途等は具体的には定まっていないが、本件1号機及び2号機は隣接していることから、敷地地盤をはじめとする自然的立地条件に係る審査については、その内容は相当程度共通することとなる。

以上のとおり、本件1号機及び2号機は、いずれも、大間原子力発電所と同様、現在、原子力規制委員会による新規制基準適合性の判断が得られておらず、運転が差し迫っている状況にないのであるから、仮にかかる段階で人格権侵害の具体的危険性の有無を判断するとすれば、函館地裁判決と同様に、本件においても、原告らの請

求は棄却されることとなる。

付言すると、平成30年1月15日付け準備書面(33)で述べたとおり、本件原子力発電所を含む5つの原子力発電所については、敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合による評価書が存在する一方、大間原子力発電所については、有識者会合による評価書は存在しないという違いはあるものの、原子力規制委員会は、有識者会合による評価に「かかわらず」新規制基準適合性審査を行うとの方針を明らかにしており(準備書面(33)9, 10頁)、特に、本件評価書は「今後の課題」という非常に重要な留保が付いた未完結なものにすぎない(同11頁)。

この点、東北電力東通原子力発電所の有識者会合による評価書(平成27年3月25日付け)においては、耐震安全上重要な施設の直下にあるf-1断層及び原子炉建屋直下にあるf-2断層について、いずれも「将来活動する可能性のある断層等」に該当する可能性が否定されていなかったが、f-2断層については平成29年3月17日に開催された第454回審査会合において、f-1断層については平成30年5月18日に開催された第573回審査会合において、いずれも「将来活動する可能性のある断層等」には該当しないとして、有識者会合による評価書とは異なった判断が、原子力規制委員会から示されている(原子力規制委員会ウェブサイト：<http://www.nsr.go.jp/data/000184728.pdf>(第454回審査会合)、同/000236528.pdf(第573回審査会合))。

したがって、本件評価書の証拠価値が原子力規制委員会による判断に劣後することはもはや明らかであり、有識者会合による評価書の有無は、函館地裁判決の判断枠組みを本件に適用することの当否を考えるにあたり、何ら考慮すべき事実とはならない。

3 本件訴訟の進行に関する被告の意見

もともと、原子炉等規制法に基づく原子炉設置変更許可申請等に対する審査において、発電用原子炉施設の新規制基準適合性の判断が原子力規制委員会により示される場合には、新規制基準の制定及び新規制基準適合性の判断が、多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づくものである上、原子力規制委員会が原子力利用に関する安全の確保に関して専門的知識及び経験並びに高い識見を有する者のうちから任命される委員長及び委員により構成され、委員長及び委員は専門的知見に基づき中立公正な立場で独立して職権を行使することとされていることにも鑑みれば、原子力発電所の民事運転差止訴訟においても、原子力規制委員会の判断を待った上、これを踏まえて審理及び判断をするのが相当であるから、本件について現時点で、判決に熟しているとして被告の主張立証を打ち切るべきではなく、本件の審理はなお継続されるべきものと考えらる。

この点、本件原子力発電所の新規制基準適合性審査において、現在、敷地内断層の活動性という高度の科学的、専門技術的知見に係る議論が行われているところであり、被告は本件評価書の取りまとめ以後、新たな調査を実施し、その結果を多数含む詳細かつ膨大なデータを原子力規制委員会に適宜提出し（一例として、第671回審査会合において提出した「データ集」は4026頁に上る。）、これを踏まえ、同審査は継続中であり、かつ着実に進展している。

よって、函館地裁判決の判断枠組みは、人格権に基づく妨害予防請求としての原子力発電所の運転差止訴訟にあって、本件のように原子力規制委員会の判断がいまだ示されていない段階における裁判

所の判断としては妥当なものであるが、被告としては、本件においては、紛争の一次的解決の観点からも、新規制基準適合性審査の進展を踏まえ、引き続き、事実審の第一審として審理が十分に尽くされるべきものと考えらる。

以 上

別紙 1 「北日本新聞」平成30年3月 3日（抜粋）

別紙 2 「北日本新聞」平成30年7月 8日（抜粋）

別紙 3 「北日本新聞」平成30年9月22日（抜粋）

別紙 4 「北日本新聞」平成31年1月19日（抜粋）

別紙 5 志賀原子力発電所の新規制基準適合性審査に関する面談について（平成31年1月24日。原子力規制委員会ウェブサイト：
<http://www2.nsr.go.jp/data/000260316.pdf>）

評価対象断層5本了承

3/3
北日本(5)

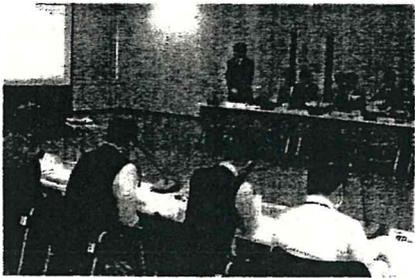
活動性の議論本格化

志賀原発2号機 安全審査会合

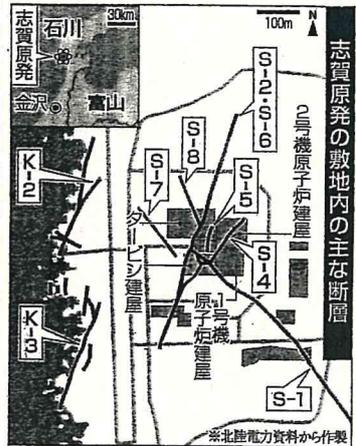
原子力規制委員会は2日、北陸電力志賀原発2号機（石川県志賀町）の新規制基準適合性審査安全審査（安全審査）の会合を都内で開き、敷地内にある断層と海域にある5本の断層を活動性の有無を評価する対象とすることが了承された。北電が安全審査を申請してから約3年半で再稼働に向けて最大の焦点となる「断層の活動性に関する議論」のスタートラインに立った形だ。一方、規制委側からは説明資料の再整理などを求める意見が上がり、5本以外に陸域にある3本の断層も評価対象に追加される可能性も浮上している。

北電副社長「大きな進展」

敷地内には21本の断層がある。北電は昨年3月の安全審査会合で、活動時期が相対的に新しいと判断した陸域の「S-2・S-6」と、海域の「K-2」「K-3」の3本を評価の対象とする方針を示したが、規制委側は不十分



志賀原発の敷地内断層について、活動性の評価に入ることを決めた会合（都内）



なると受け止めている。北電副社長は「大きな進展」と語った。原子力規制庁の大浅田憲安全規制管理官は「ようやく動き出した感じがする。ただ、S-5・S-7、S-8の3本の断層に関しては、評価対象にする可能性を捨てない」との認識を示した。新規制基準は活断層上に重要施設を置くことを禁じている。北電は今後、5本の断層に活動性がないことを立証していくとともに、資料の再整理を求められたことに関し、早急に対応する方針だ。北電は2014年8月、規制委に2号機の安全審査を申請した。規制委の有識者調査

切れないとの認識を示した。断層と解釈するのが合理的。S-2・S-6は地下延長部が活動した可能性があるとする評価書をまとめたもので、最終的には安全審査会合で判断することになった。安全審査会合は昨年3月から、この断層を検討対象とするかについて協議してい

志賀原発2号機安全審査

7/7
北日本
(5)

北電新データ提示

「活断層ではない」主張

原子力規制委員会は6日、北陸電力志賀原発2号機（石川県志賀町）の新規制基準適合性審査（安全審査）会合を都内で開き、北電は敷地内断層5本について、新たな調査方法によるデータを交え「活断層ではない」と主張した。規制側からは得られた新データの一部分を評価する一方、説明や根拠が不十分との指摘も相次いだ。石黒伸彦副社長兼原子力部長は会合後「データを再整理して懸念を払拭し、確実に理解を求めていきたい」と述べた。

規制委一部を評価

志賀原発2号機の安全審査会合は6回目。3月の前回会合で、活動性の有無を評価す

る断層5本が決定し、今回から実質協議に入った。

- 5本は、陸域にある「S-1」「S-4」「S-2」「S-3」と、海域の「K-2」「K-1」
- 断層の活動性の判断目安となるのは「後期更新世（12〜13万年前）以降に動いている

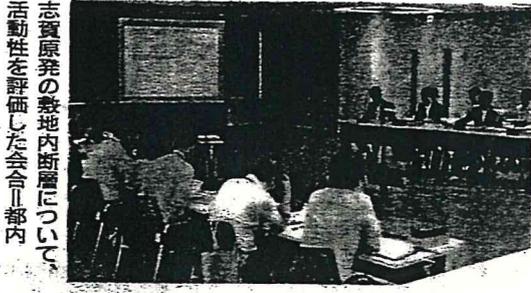
3」。北電はこれまで主張の根拠としてきた「上載地層法」によるデータに加え、「鉱物脈法」に基づく調査データを提示した。

かどうか」になる。北電は、「S-1」と「S-2・S-1」の計4カ所で「断層を横切って存在する粘土鉱物脈が900万年以前のもので、活動性がない」と主張した。原子力規制委の石渡明委員

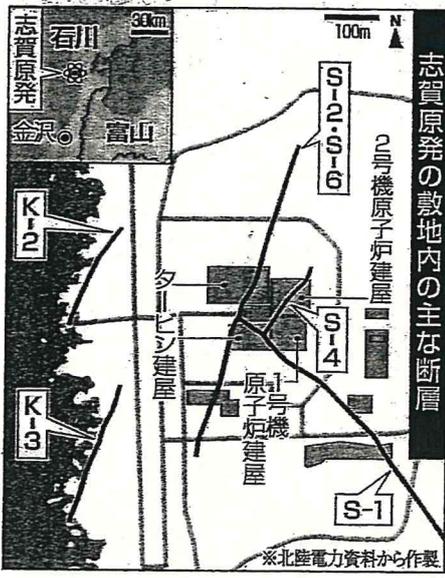
は「新しく提出された一部のデータは評価する。ただ、S-1断層の原子炉建屋に近い場所での説得力あるデータを示してほしい」と求めた。原子力規制庁の職員からは「海域の断層について、活断層ではない明確な証拠がない」といった指摘や、有識者調査団が「S-1は地盤をずらす可能性がある断層（活断層）」と評価していたことを、改めて資料に盛り込むべきだとの意見も寄せられた。

会合後、同庁の大浅田憲安全規制管理官は「少しは進展している。次回以降、データをどう解釈するかもきちんと説明してほしい」と話した。北電側は「要望に応じて早急に対応する」との考えを示した。

新規基準は活断層上に重要施設を置くことを禁じており、今後の議論での断層の活動性評価によって、再稼働の是非が決まる。



志賀原発の敷地内断層について活動性を評価した会合「都内」



評価断層追加を検討

規制委北電の主張認めず

志賀原発2号機安全審査

9/22
北日本(5)

原子力規制委員会は21日、北陸電力志賀原発2号機(石川県志賀町)の新規制基準適合性審査(安全審査)会合を都内で開き、活動性の有無を評価する敷地内断層について追加の是非を協議した。北電側は新たなデータを示し、既に決まった5本のみを評価の対象とすることで十分と主張したが、規制委側からは「論理構成や説明の根拠が不明」「適切なデータが示されていない」といった厳しい意見が相次いだ。石黒伸彦副社長(原子力本部長)は会合後、報道陣に資料に丁寧さを欠いた。反省すべき点が多い」と述べ、評価対象とする断層の追加を検討する考えを示した。

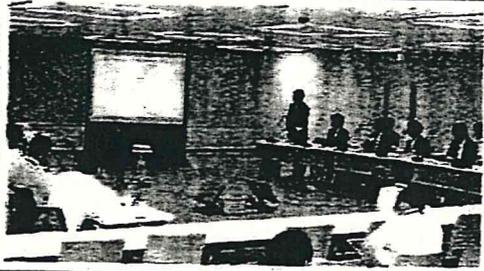
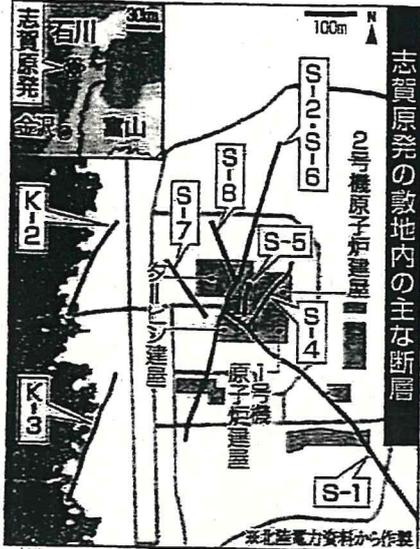
議した。北電は薄片観察データや3次元の分布データを提示した上で、「S-5」「S-7」「S-8」は評価対象になった断層と運動する形ではないと訴えた。追加の必要はないと訴えた。規制委側からは異論が相次

いだ。資料に誤記もあったことから「しっかり議論できるミスのない資料にしてほしい」と会合に臨む北電側の姿勢を疑問視する声も上がった。原子力規制委の石渡明委員は「反省してほしい」と求め、北電側はチェック体制を強化する考えを伝えた。会合後、原子力規制庁の大塚田兼安全規制管理官は「少なくともS-7とS-8は評価対象に加えるべきだ」との認識を示した。石黒副社長は「会合での意見を受け止め、持ち帰って検討する。評価対象を増やす可能性はある」とした。

敷地内には21本の断層があり、3月の第5回会合では陸域の「S-1」「S-4」「S-2」「S-6」と海域の「K-1」「K-3」の5本を評価対象とするのが決まった。ただ、原子力直下10km「S-

5」「S-7」「S-8」の三つは、規制委側に「評価の対象とする判断を捨て切れな」といった声が強く、並行して議論を進めることになっていた。

7月の第6回会合では5本に関する具体的な評価の議論に入ったが、7回目の今回は断層の追加に関して改めて協



北電志賀原発の敷地内断層について協議した原子力規制委の安全審査会合(都内)

志賀原発2号機安全審査

1/19
北日本
(5)

陸域の評価断層は6本

規制委決定 海域は持ち越す

原子力規制委員会は18日、北陸電力志賀原発2号機（石川県志賀町）の新規制基準適合性審査（安全審査）会合を都内で開いた。活動性の有無を評価する敷地内断層について、陸域は「S-1」「S-2・S-6」「S-4」「S-5」「S-7」「S-8」の6本で確定した。海域に関しては、「K-2」「K-3」の2本とする北電の説明に規制委側が納得せず、次回以降に持ち越した。

（経済部次長・楠浩介）

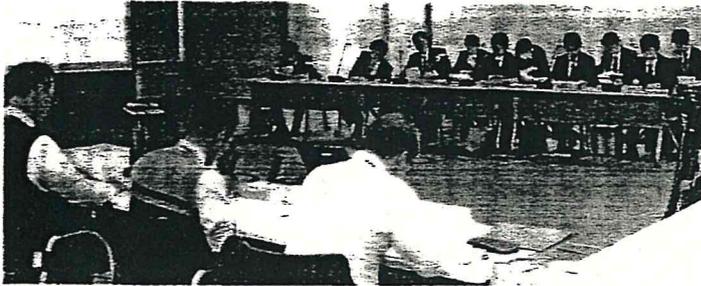
敷地内には21本の断層があり、昨年3月の会合では、陸域の「S-1」「S-2・S-6」「S-4」と、海域の「K-2」「K-3」の5本を評価対象とすることが決まった。昨年9月の会合で、北電側が「追加の必要性はない」と主張したものの、規制委側から

「論理構成や説明の根拠が不明」といった厳しい意見が続出し、北電側は再考を迫られていた。8回目となる今回の会合では、断層の長さや、重なり合いの状況、重要施設の直下にあることなどから判断した結果、陸域にのみ「S-1」「S-

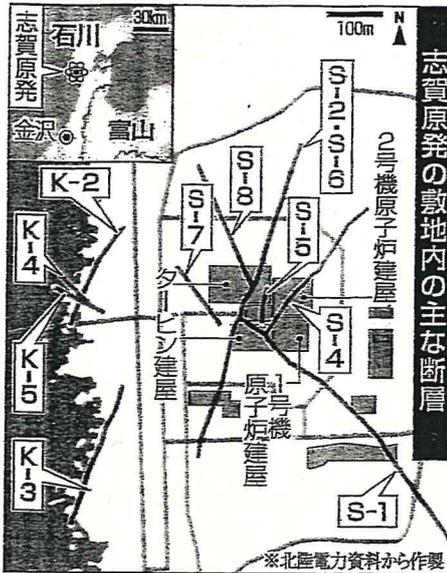
7」「S-8」の3本を追加する方針を説明。規制委側から「さらに分かりやすく説明してほしい」と求められながらも了承を得て、陸域の評価対象断層は既定分を含め計6本とすることが確定した。

海域に関しては、「K-4」「K-5」が重要施設の取水路トンネルにかかっている疑いがあるなどとして、規制委側から「引き続き協議が必要」と述べた。

「今後は海域の評価対象断層の確定作業とともに、陸域断層6本が活断層かどうかの評価作業を進めることになる。北電の石黒伸彦副社長原子力本部長は「陸域断層の活動性評価の議論ができることになり、一定の前進があった」とした上で、海域断層については「追加の必要性はない」との方向で理解してもらえよう、次回以降に改めて説明したい」と述べた。



北電志賀原発2号機の敷地内断層について協議した審査会合（東京都内）



1. 件名：志賀原子力発電所の新規制基準適合性審査に関する面談について

2. 日時：平成31年1月24日（木）10時30分～11時30分

3. 場所：原子力規制庁9階会議室

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部 地震・津波審査部門

内藤安全規制調整官、竹内上席安全審査官、田上上席安全
審査官、佐口主任安全審査官、谷主任安全審査官、竹野技術
参与

北陸電力株式会社 小田執行役員 土木部長 他5名

5. 要旨

(1) 北陸電力株式会社（以下、「北陸電力」という。）から、本年1月18日に開催された第671回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合における原子力規制委員会からの指摘事項について、審査会合資料を用いてその趣旨の確認があった。

(2) 審査会合における各指摘事項についての認識を相互で確認した上で、原子力規制庁から審査会合において指摘した以下の内容について、今後の審査会合で説明することを再度求めるとともに、現時点で北陸電力が検討している今後の説明内容の優先順位について確認を行った。

- 陸域の敷地内断層（Sナンバーシリーズ）については、評価対象断層の選定プロセスにおける断層系統区分は、走向で2区分とすることで十分であることを資料から明確に読み取れるように説明性を向上させること。
- 海岸部の断層（Kナンバーシリーズ）については、特に取水路設置位置に露頭すると評価される断層について、取水トンネル掘削時に取得したデータに基づく断層・破碎部の評価のみならず、取水路トンネル位置周辺及び地表等で行った調査データも提示し、それらの整合性を考慮した上で、活動性評価を行う必要のある断層を明確化すること。

(3) 北陸電力から、上記会合における指摘事項の内容の認識について了解した旨の回答があった。また、今後は敷地の地質・地質構造のうち、陸域の断層についての活動性評価の説明を次回予定しており、敷地周辺の地質・地質構造も資料を整え並行して説明をしたい意向であるとの説明があった。

(4) 上記説明に対し、原子力規制庁から説明の準備が整ったものから確認を行う旨を伝えた。

6. 提出資料

なし